

第四期中期目標期間の評価方法について

1 概要

第四期中期目標期間の初年度となる令和7年度から、次のとおり、評価方法を変更した。

2 変更した評価内容

- (1) 小項目の数を「41 項目」から「23 項目」とした。
- (2) 目標値を設定した小項目における病院機構の自己評価は、県と同様に、目標値を 5 段階評価で点数化し、平均点を出して評価することとした。

なお、目標値だけでは全体を判断しきれない小項目については、県では総合的に判断して評価するが、病院機構では総合的な評価は行わない。

※ 目標値を設定していない小項目における病院機構の評価は、これまでと同様、主な評価要素から総合的に判断する。

【参考】第三期までの複数の目標値を設定した小項目の評価方法
 県：目標値を 5 段階評価で点数化し、平均点を出して評価
 機構：最も低い評価を採用して評価

3 第四期の評価方法

目標値がある項目

○小項目内の機構自己評価を、次のとおり点数化し、さらに平均点を算出。

S…5 点、A…4 点、B…3 点、C…2 点、D…1 点

○算出した平均点の数値を、次のとおり当てはめて、評価とする。

S	A	B	C	D
4.5 以上	3.5 以上～4.5 未満	2.5 以上～3.5 未満	1.5 以上～2.5 未満	1.5 未満

※なお、上記原則によらず、個別事情を勘案し、評価をする場合がある。

【評価のイメージ】

区分		目標達成の目安
S	年度計画を大幅に上回って達成している	大幅に上回って達成
A	年度計画を達成している	ほぼ 100% の達成
B	年度計画を概ね達成している	80% 以上の達成
C	年度計画を下回っており改善の余地がある	60% 以上～80% 未満の達成
D	年度計画を大幅に下回っており大幅な改善が必要である	60% 未満の達成

※県は、目標値のある項目についても、実績を総合的に勘案して評価する。

目標値が無い項目

○小項目の実績を総合的に勘案して、上記「評価のイメージ」に当てはめて、評価する。

病院機構の自己評価については、資料 2「令和 7 年度 業務実績報告書 別冊 小項目評価」の P (iii) に記載されています。
 (裏面あり)

			小項目番号	(参考) R6年度小項目	機構評価	県評価
大項目1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					A	
1	高度医療の提供					
	(1)	機能の多様化と病院間の連携強化	1		A	A
	(2)	人材の確保と育成	2	16～22	A	A
	(3)	最先端技術の活用と医療機器等の計画的な整備	3	25	S	A
	(4)	臨床研究の推進	4	24	B	B
	(5)	地域の医療機関等との機能分化・連携強化	5	23	A	A
2	災害・感染症医療提供体制の充実・強化		6		A	A
	(1)	災害医療の提供	－	30		
	(2)	感染症医療の提供	－	31		
3	患者や家族、地域から信頼される質の高い医療		－	－		
	(1)	患者・家族目線に立った医療の提供	7	28	S	A
	(2)	患者のサービスの充実と積極的な情報発信	8	27・29	A	A
	(3)	医療安全対策の推進	9	26	A	B
	(4)	第三者評価の活用	10	32	A	A
4	各病院の主な機能と今後の取組		－			
	(1)	足柄上病院	11	1～4	B	B
	(2)	こども医療センター	12	5・6	A	A
	(3)	精神医療センター	13	7～9	A	B
	(4)	がんセンター	14	10～13	A	C
	(5)	循環器呼吸器病センター	15	14・15	B	B
5	県の施策との連携		16	33	A	A
大項目2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					A	
1	適正な業務の確保		17	34	A	B
	(1)	内部統制の強化	－	－		
	(2)	重大事項等に係る報告の徹底	－	－		
	(3)	適切な情報の管理	－	－		
2	業務運営の改善及び効率化～医療DXの推進～		18	35	A	A
	(1)	医療DXの推進体制の構築	－	－		
	(2)	医療DXの具体の推進内容	－	－		
3	収益の確保及び費用の節減		19	36	A	A
	(1)	経営改善	－	－		
	(2)	収益の確保	－	－		
	(3)	費用の節減	－	－		
大項目3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置			20	37	A	B
1	経営基盤の確立について		－	－		
2	運営費負担金等について		－	－		
	(1)	運営費負担金	－	－		
	(2)	長期借入金	－	－		
3	予算（人件費		－	－		
4	経営基盤の確立について		－	－		
5	経営基盤の確立について		－	－		
大項目4 その他業務運営に関する重要事項					B	
1	人事に関する事項		21	38～40	B	B
2	施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討		22	41	B	B
3	情報の公表・公開について		23	－	A	A

※ 評価については、資料2及び資料3で説明します。